

令和4年 第1回定例会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年3月7日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

副委員長	松林 敏	委員	安部 都
委員	内村 博法	委員	安藤 克彦
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員長 金子 恵

職務のため出席した者

議事課長 青田 浩二 係長 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也

(総務課)

課長 村田 ゆかり 課長補佐 金子 寛之

(地域安全課)

課長 荒木 秀一 係長 山本 洋佑

健康保険部長 志田 純子

(健康保険課)

課長 藤崎 隆行 課長補佐 木澤 奈津代

係長 松田 祐貴

(介護保険課)

課長 細田 愛二 参事 中村 宰子

係長 浦川 真 主任保健師 濱崎 美雪

教育次長 山本 昭彦 教育委員会理事 田中 真

本日の委員会に付した案件

議案第 4号 長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

議案第 5号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 9号 長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）

開 会 9時30分

閉 会 11時31分

○委員（松林敏委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。

本日は委員長が欠席のため、副委員長であります私がここに座らせてもらいます。今日の審査に入る前に、今日3番目に審査予定であった長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例が、いろいろ意見があるのかなと思いますので、この議案に関しては委員長が出席されたときに改めて審査したいと思うんですけども、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら第7号議案に関しては、明日以降でまた日程調整させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆さんおはようございます。それでは議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。本議案は、国もしくはほかの地方公共団体との人事交流におきまして採用される職員、または転任を命ぜられた職員が、住居の移転を伴い赴任をする場合における旅費を支給するため、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、第7条の「特殊旅費の種類」の中に移転料、着後手当、扶養親族移転料を新たに追加をしております。第20条では「移転料」について定め、別表第2に基づき支給するものとしております。同条第1項第1号では扶養親族とともに赴任をした場合、第2号では単身で赴任をした場合、第3号では赴任後1年以内に扶養親族が移転した場合につきまして、規定をしております。第21条では「着後手当」について定め、新しい居住地に到着してからの日当及び宿泊料の5日分を定額で支給するものとしております。第22条「扶養親族移転料」では、赴任に伴う扶養親族の移転について年齢に応じて支給するものとしております。第23条「遺族の旅費」では、第1項第2号において職員が赴任中に死亡した場合に遺族へ旅費を支給することについて規定をしております。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、令和4年4月1日以降に採用される職員については、4月1日前の赴任に伴う移転について適用するものとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的なところでお伺いをしますが、今回の議会でこの条例改正案が出されてきたいきさつというか、今まであったけども改正が必要だというふうに判断した何か事例があったのか。その辺りから経緯も含めてお伺いをしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

これまでも本町におきまして人事交流はしてきたところなんですけれども、例えば県庁であったり、長崎振興局であったり、移転を伴わない人事交流が主流でございまして、今回、国との交流を図っていききたいとの意向がありまして、体制整備を整えるために議案上程をさせていただいております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今後、国との交流を図っていききたいという思いから条例を整備しないといけないという御説明だと思うんですが、例えばどこかの省庁と人事交流等が今後見込まれているのか、もう少し何か具体的なものがあるのかどうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今回、教育委員会からスポーツ庁と人事交流を具体的にできないかという意向がありまして、それに向けた体制整備を行っているところでございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

条例が長くて複雑なので簡潔に質問して解決していきたいんですが、まず人事交流を行う場合のこの費用を負担するのは、本町がするんですか、それとも先方がするんですか。あるいは赴任のときはこっちがして、帰るときには向こうがするとか、その区分を教えてください。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

相互交流を想定しており、長与町の職員が国に行く場合には国の旅費法を使い、国から町に来る方の分を長与町の旅費条例で当てはめて旅費を支給するという、お互いに支

給をするという形になっております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

相互交流ならそういうふうになるということですね。議案書の中で言えば別表で移転料というのが記載されていると思うんですけども、この移転料の根拠になったものは何かあるのでしょうか。実は県の条例を見てみると若干違うんですよね。そのところ、まず根拠になったものとか参考にしたものとか。あと相互交流で言えば県と合わせるべきじゃないかなと思うんですが、県との違い、教えていただけますでしょうか。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今回の改正は国の旅費法を参考に改正をさせていただいております。各自治体は国の旅費法を倣って制定をされているところが非常に多くございまして、長与町も国の旅費法に倣ってさせていただいております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それと、その次の下にある備考について説明をいただけますか。備考に、路程の計算については云々というのがございますよね。これについて説明いただけますか。

○委員（松林敏委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

通常、別表第2に記しておる距離につきましては、鉄道で移動した場合の距離を示しておるんですが、それが基本となるところなんですけれども、水路及び陸路というところで船を使ったり、あとは陸路ですので車を用いて移動した場合には4分の1キロメートルをもって鉄道1キロ分とみなすというような規定になっております。これも国と同じような形で規定をさせていただいております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

具体的にスポーツ庁となると空路を使うと考えられるんですけども、その場合はどれを算出根拠とするのでしょうか。

○委員（松林敏委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

この場合は別表の鉄道の分を参考にいたしますが、先程の備考につきましては、水路と陸路を用いた場合に4分の1キロメートルをもって計算をするということですので、それ以外であれば別表の方を基準に計算をするという形になります。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大体分かりました。条例改正の中で見てみると若干文言修正とかも今回併せて行われていると思うんですが、1点ちょっと気付きなんです、最初の第2条第1項第5号扶養親族とあるんですが、その3行目の最後に平仮名で「維持しているものをいう。」とあるんですよね。通常、今までの改正で修正かけてきた中で、人を示す場合には漢字にするというふうに説明を受けてきたんですが、今回この部分が平仮名になっている。ここは私読む限り、これ人を表しているんじゃないかなと思うんですけども、これは漢字に修正すべきだったんじゃないかなと、お伺いします。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

もので人を指す場合、漢字の「者」と平仮名の「もの」を使う場合が御指摘のとおりでございます。今回の場合は「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び」ということで、及びの前に一つの条件、及びのあとにもう一つの条件、2つの条件を指す場合には、平仮名の「もの」を使うというのが通例となっているようでございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず、現行の第2条第1項第3号「一時役場を離れて旅行することをいう。」と、この出張の定義がですね。役場というのはどこまで指すのか、その範囲ですね。それから改正後の第4号には「移転のため赴任旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。」とこう書いてあるんですね。そうするとこの旧在勤庁と新在勤庁というのは自治体が違うことを意味するのか。それから第5号「生計を維持しているものをいう。」とこう書いてあるわけですね。普通は同居の条件も加わる場合があるわけですけども、その同居は今回の条件には入らないんですね、これ確認ですけど。要するに生計を維持しているものだけですね。それと、最初に質問すべきだったんですけども、これは国の方に赴任することがあるということで今までどういうふうな運用をされていたのか。今回条例改正するわけですけども、こういう例って今までもあったと思うんですよね、この新設のところは。そういう場合にどのような運用をされているのか、そこをお聞きしたいと思います。以上です。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

1点目の「役場」を「在勤庁」という文言に訂正をした分につきましては、役場職員も本庁だけではなく例えば高田保育所であったりとか、勤めている場所が違うというところで「在勤庁」という文言に変更をさせていただいております。2点目の「旧在勤庁から新在勤庁」というのは勤務先の場所を示すところでございます。ですから、例えば長与町に勤めて隣の時津町に住んでいる場合、時津町からどこまでという旅費ではなく、役場から新しい新在勤庁の方という形で、勤務先から勤務先までの旅費を計算するという意味で、こういった言葉になっております。3点目の同居が入るのかということでございますが、今回は同居の分は規定はしておりませんので生計を維持しているものだけを扶養親族の中に含める形となっております。そして4点目のこれまでの運用でございますが、この赴任に伴う旅費がこれまで事例がございませんでしたので、今後、赴任に伴う旅費が発生するというところで改正をさせていただいているところでございます。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の役場の定義なんですけども、例えば高田郷にもありますよね、役場って。それも全部含めるのか、さっきの説明でよく分からなかったんだけど、どこまでを指すのか、範囲ですよ。だから長与町の全てのもを指すのかどうか、範囲ですね。「役場を離れて旅行することをいう。」と、そうすると、この「役場」、長与町全体含めるとなると「役場」というよりも長与町という意味合いになるのかなという感じになるわけですね。長与町を離れて旅行するという意味で理解していいのかどうかですね。それとさっき「旧在勤庁から新在勤庁」これは地方自治体が違うっていう意味なのかどうか。先程僕が質問したのは地方自治体が違うのかどうかっていうのを聞きしたんですよ。その2点を再度確認したいと思います

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現行条例でここは「一時役場を」という文言になっておりますけれども、今、議員がおっしゃられるように「役場」という定義が不明確であったというところで、改正案として場所を明確にするために「在勤庁」という文言に訂正をさせていただいております。それから2点目の「旧在勤庁から新在勤庁」は、議員おっしゃられるとおり地方自治体をまたいで出張する場合を指しております。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうするとこの「役場」というのは長与町の自治体を指すんですよね。そういうふう
に理解してよろしいですか。それともう一つ質問し忘れてましたけども、役場を離れて旅
行するっていうのが、例えば時津町とかも該当すると思うんですけども、純粋に役場
内の異動はいわゆる転勤になるんですか、その2点を確認したいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

役場内の異動が転勤に当たるかという御質問ですけれども、役場内の異動は転勤には
当たらないというところです。今まで「役場」と示していたものは自治体を指しており
ます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の関連なんですけども、まず一つは長与町職員等の旅費支給条例の中の第2条第1
項第3号については、役場と言えここなんです。ここ以外ないわけです。それを同
じ長与の条例改正で、国の方をこちらに人事交流をしたいということで改正をするとい
う趣旨ですので、在勤庁なんて改正の必要性はないんじゃないですか。長与役場に赴任
をしてくるわけですね。そして勤務の場所は、うちの職員でも同じようにどこどこに勤
務したり、保育所に勤務したりいろいろありますよね。水道局はすぐそこなんですけど
も、役場と言えここなんです。この建物。なのに在勤庁なんて改正の必要はないん
じゃないんですか。何か特別なものがあって、こうせざるを得なかったなのか。単純に
考えると何ら問題ないんじゃない、人の交流だけなんですからね。理由があれば教えて
ください。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議員おっしゃられるとおり役場はここだけというところで、例えば高田保育所がどこ
かに出張する場合に役場から旅費を計算するのではなくて、高田保育所からバス代とか、
鉄道運賃とかを計算をすることになるものですから、役場から計算をするのではなくて、
現在勤めている場所、在勤庁から計算をするというところで改正をさせていただいてお
ります。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

職員が採用されますと、まず基本はここに勤務をするわけです。ところが実際の勤務場所は今言われたように保育所になるかもしれない。ところがこの項目は用語の解釈で、出張をする場合に基本的には長与町役場から、例えば東京なら東京に行くわけですね。保育所なら保育所から計算をするんですか。自宅からじゃないんですか。役場からじゃないんですか。その辺りを明確にすると分かるんじゃないでしょうか。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

ここの第2条は全ての赴任に関わるものだけではなくて、この旅費条例の中の全ての用語の意義を指しておりますので、出張の起点の場所となる所がどこかというところで、先程から申し上げていますように高田保育所から出張する場合には、役場から計算をするのではなくて高田保育所から旅費の計算を今現在もやっちはいるんですけども、文言的に役場という言葉が正しくなかったということで、今回改正をさせていただいております。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

分かりました。大きな目的がスポーツ庁からの職員の人事交流ということで説明が具体的にありました。そうすると給与はどうなるんですか。改正の余地は何もなかったということを出していないのか、旅費だけが必要でしたというのかですね。例えば教育委員会の学校教育課長は若干変えて適用して、学校に戻って、退職のときは退職金をちゃんともらわないかんから戻して適用しておるわけなんですね。これも一つの人事交流なんですからね。そういう意味からいきますと給与体系が県の場合、あるいは国の場合、あるいは長与の場合違うわけなんですね。ところが人事交流というのは職員がより高まっていくとか、あるいはその自治体なり国が合理的に仕事ができるとか、あるいは市町村の場合は経験をさせるとか、そういう趣旨で人事交流をするわけなんですけども、その場合に特に国からおいでの方になれば給与体系が違うわけですので、その辺りの改正が必要なかったのかですね。どういう取り扱いをして現状維持なりをしてあげるのか。その辺り必要じゃなかったかなというふうに私は思うんですけども、どういう理由なのか関連がありますので、お聞かせください。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

これまで行っておりました人事交流につきましては、派遣という形を取っておりました。今回、割愛人事交流と言いまして、いったん国の方は国の現職を退職して地方公共団体に採用をされるという形になります。町の職員も町の職員をいったん退職して国に

採用されるという形になりますので、それぞれの給与体系の中に位置付けを行うという形になってまいりますので、給与条例の改正は必要ないということになってまいります。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと聞き忘れたんですけれども、民間では、日帰り出張と宿泊出張と分けて精算していたんです。長与町ではそういう区別をしているのか。区別をしているとしたら日帰り出張の範囲はどこまでなのか、距離的にですね。例えば諫早までなのか。そういったものを設けているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

日帰りと宿泊の出張の違いでございますけれども、距離で見ているのではなくて、その日のうちに帰るものは全て日帰り出張になっております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（松林敏委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

皆様おはようございます。それでは、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇改善を図ることを目的として、地方自治法第203条の2第1項及び第3項の規定に基づく非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められ、新たな報酬の創設及び標準的な報酬額等が消防庁より示されております。国は消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、最終報告を取りまとめました。その中で、消防団の処遇の改善を図るため、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう取り組むことが求められており、県下全ての市町におきまして見直しが行われているところでございます。本町といたしましても当該基準を基に消防団員の処遇改善を図り、さらには今後の団員確保に資することを目的として、消防団員の報酬等について所要の改正を行いたく上程するものでございます。改正内容として、第1条におきましては本条例の趣旨を規定しております。第2条第1項では、報酬の種別及び階級別の報酬額を規定いたしました。現行の「報酬」の名称を「年額報酬」に改め、同じく現行の「出動手当」の支出科目を費用弁償から報酬に見直すとともに、その名称を「出動報酬」として創設しております。また、災害に関する出動報酬の額は7時間45分当たり8,000円を標準とされたことから、出動時間の区分に応じた額を規定しております。その額は、階級による区別なく4時間未満の出動に係る報酬は4,000円、4時間以上8時間未満の場合8,000円、8時間以上の場合1万2,000円といたします。併せて現行の出動手当は廃止いたします。なお、出動報酬の対象となる出動は、災害に関する出動のほか訓練等を含み現行の出動手当の対象と同じとし、別途費用弁償の支出は想定をしておりません。また、年額報酬の額は、国が示す標準的な額と同等の額でございますので現行の額を据え置くこととしております。次に、現行の第3条を第4条に繰り下げ、新たに第3条として費用弁償の額に係る規定を加え、消防団員が職務により旅行したときは、長与町職員等の旅費支給条例の例により算出された旅費の額を費用弁償として支給する旨を規定しております。なお附則におきまして、本条例の施行期日を令和4年4月1日としております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

現在の消防団員の定数を教えていただきたいのと、それから年額報酬に変わるわけですが、平均して年間出動回数とか、訓練数とか、そこは分団によってそれぞれと思うんですが、その辺りを教えていただければと思います。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

現在の長与町消防団員の定数は290名でございます。年間の出動回数については、その地域の火災だったり災害出動で変動はするんですけど、延べで300回ほど出動をしております。

○委員（松林敏委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

年額は変わらないですね。出動手当が細分化されたと理解していいと思います。出動手当の分で細分化されたので、その始まりと終了は誰が決めるのか、その決め方があるのか。例えばの話、役場から「出動してください」と町内放送が流れます、それからののか。団長が出動を確認してからなのか。分団の詰所に寄って、それから出動しますと。その詰所で誰かが確認するとか、そのシステムを教えてください。

○委員（松林敏委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

災害に係る火災とか通常の訓練とか、集合の体系とかが異なってまいりますが、通常の訓練等であれば集合時刻と訓練の終了時刻で、そこに参加された時間帯は分団長から報告をいただきたいと考えております。それから実際の火災も放送が鳴って様々だと思います、現場に駆けつけるまでですね。まずは格納庫に行って消防車に乗り合わせて来ると。そこに間に合えば出動をした時間を始まりとして、終わりは、例えばホースを使用したとなるとホースの手入れとかもございまして、実際にその分団で解散をした時刻ということになってくるかと思えます。あとは途中、途中で現場に駆けつける者もいらっしゃると思いますので、そういった方に関しては現場に参加した時間から終了までというようところで捉えております。

○委員（松林敏委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

現場の分は自己申告なのか団長が決めるのか、そこも併せお願いします。

○委員（松林敏委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

現場での集合確認が、実際、団長とか分団長は現場で指揮を執っておりますので、その確認自体難しいかと思えます。自己申告を基に後日取りまとめ、報告という形になるかと思えます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程定数が290名と言われましたけど、現状何名おられるかですね。そのうち役場の人は何人おられるのか。それから平均年齢は何歳ぐらいなのか、高齢化しているのかどうか。それと第3条で旅費を費用弁償として支給すると。これ確認なんですけれども、交通機関の旅費はもちろん、宿泊料、日当も含むのかどうなのかということですね。それから民間で消防団員がおられて、勤務を休んで出掛ける場合は無事故扱いとか、そんな処置を取ったような記憶があるんですけれども、役場の場合はどうされてるのか。有給休暇を取られていくのか。あるいは無事故扱いなのか、出勤扱いなのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

令和3年4月1日現在で、消防団員の実数は282名でございます。町職員の消防団員に入団している数なんですけど、詳細は持ってきてないんですが約40名です。平均年齢なんですけど、こちら資料持ってきてないなんですけど、平均年齢は大体30代後半から40代前半です。

○委員（松林敏委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

第3条の取り扱いになりますけど交通費ですね。この辺が実際費用弁償として残るものにつきまして消防学校への入校ですとか、町外での会議等々に、団長会議とかあつていきますので、そういったものへの参加という部分で残しております。通常の出動に伴う費用弁償は実費が出ることを想定しておりませんので、その辺は支出を想定しておりません。それから町職員の取り扱いに関しては、営利企業等従事届出書を最初に出しておくことで報酬をもらえるようなことは可能となっております。通常は有給休暇とか出さずに消防団に従事するというので、職務専念義務の免除を特例的に使うようにしております。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうですね、職務専念義務の免除ということで役場の方はそういう表現使っておられますね。ということは、欠勤にはならないということですね。それと先程の旅費ですね、ちょっと歯切れが悪かったんですけど日当とか宿泊料ですね。例えば私たち議員が視察に行きますと交通機関の費用のほかに日当とか宿泊料とか、こういうのが付くのかな。この日当というのが付くわけですよ。1日幾ら、それから宿泊、普通はですね。だか

らこの場合は、この旅費というような費用弁償として支給すると、もちろん実費でなるんですけども、ただ旅費規程に日当は幾ら、宿泊費は幾らという規定がありますから、それも適用されるのかという意味なんですよ。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

第3条に費用弁償の額ということで規定をしておるんですけども、行政職の職員の最上級の職務の級に相当するものを支給ということで宿泊と日当も適用ということです。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

第2条第2項の中に出動報酬は云々というのが、こういったケースは支給しないとあるんですが、逆の聞き方をすれば出動報酬を支給するケース、当然火災の出動はそうだと思うんですけども、それ以外に支給するケースを教えてください。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

先程課長の提案理由にもあったように、適用する対象については変わっておりません。内容につきましては、災害に対応する出動であったり、火災対応、夏の訓練、水槽訓練もそうですし、そういった訓練等についても出動の対象ということで考えております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

出初式と年末警戒はしないけども、今、夏の訓練とかつておっしゃっていましたが、例えば消防団員が地元の消防訓練、防災訓練に出動されて、出動というか、出られているケースもあると思うんですけど、こういったケースではこの出動報酬というのは、どのような扱いになっていますか。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

自主防災組織と一緒にする訓練も同じように出動の対象となっております。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっとしつこいようですけど、本町は長崎県内では唯一ラッパ隊を抱えていると思

うんですけれども、ラッパ隊も出初式前に長期にわたって練習をされていると思うんですよ。そういったときにも出勤報酬が支給されているのかどうか確認します。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ラッパ隊の夏の練習、冬の練習も同じように適用対象ということでお見込みのとおりでございます。

○委員（松林敏委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

報酬を上げることには当然賛成なんですけれども、これは国もそういった方向で進めてきている。ただ今回の上げ方を見ると、今までは4時間未満2,500円で、そういった短時間の練習とか訓練とかに対しては2,500円程度の支出だったのかなと思うんですけれども、今回これが無いわけですね。ということは1時間であっても4,000円を支給されると。火災で4時間しても4,000円という報酬になっているんですけれども、ここは、もうそれは仕方ないというお考えなんですか。お伺いします。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちら1分出勤しても対象ということで、お見込みのとおりでございます。火災、災害、そういう訓練もそれに対する準備だったり、交通的なものでしたり、お仕事も休んで来るという観点から、出勤の対象ということになっております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

聞き忘れたんですけども消防団員がけがをされたとか殉職されたとか、そういう場合はどういうふうになるのか。私も全部を見ていないもんですから分からないんですけども、そういう場合はどうされているのか。そこのところを確認でお聞きしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

制度として、消防団員が出動中またはそういう行動中に何か有事があった場合には公務災害という制度がありまして、それについては補償がございます。そういった入院だったり疾病も福祉共済という制度がございます、それが適用されます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

出動報酬の中で適用除外、第2条第2項ですね。出初式と機械整備は、出初式は町が主催をし消防団関係と連携をしてやるわけなんですね。案内者も来られますけども出初式は非常に重要なことで、時間を費やして出ておられるわけですね。午前中は十分掛かりますよね、4時間、5時間ですね。家を出てから準備をし、いろんな機材器具を持って出られるわけでしょう。それを出動報酬から適用除外にしておるとするのは、ずっと前からしておったのか、暗黙の了解でしとったのかなというような感じしますが、私は出してあげるべきじゃないのかと。報酬の中に入っていますよという論理だけでは成り立たないだろうなという感じはします。それと当然公務災害には出初式の場合、何かあったら適用されるはずなんですね、町主催でやるわけですから。ところが機械整備なんかは日常の整備があつて初めてその機械は動いていくわけですよ。だから火事があつたらただ単に消火するだけではなくして、帰ってからホースも洗って上に上げて全部干して、それで干したら回収をしないといかんわけですよ、畳んでですね。いつでも出られるように態勢を整えるわけですので。ましてや機械なんかは定期点検、機械の整備をしておかなければ、いつ何とき出るか分からないわけですから、エンジンがかからんやっぱいと、これじゃもう話にならないわけですね。だから時間を費やして勤め人も休んで出ておられるわけですから、その辺りを適用除外するというのはちょっとおかしいんじゃないかなという感じもするわけなんですけども。年末警戒については地域によって違うことは違うんですけどもね。子ども会と一緒に消防団が出てやる場所もあれば、消防団だけでやる場所もありますので、これはその地域、地域の任意行事ということであれば適用除外もいいのかないかなという感じはしますが、どうしても私は2つについてはやっぱり出してあげるべきじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員（松林敏委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

御意見ありがとうございます。本町では、おっしゃるとおりこの第2条第2項は従来からこのような規定が存在しております。そういう中で、例えば機械整備が毎月の消防水利等の点検、ポンプの点検というところに入ってきます。これが消防団の身分を有する年報酬、こういった中での通常の定例的な業務というところでの整理がされてきたのかと思います。特別にこの機械整備に対する報酬というのは、お支払いするというところでの理解がされてきておりませんでした。出初式に関しても同じような考えで整備がされてきたのだと思います。この点は今後の検討課題といたします。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の部分と同じところに関わってなんですけれども、年末警戒の場合は支給しないということになってはいるんですが、もう1つは台風のととかに確か巡回をされていますよね。そういう災害、台風等のあとに回っているのは出動ということできちっと何らかの手当が支払われているのか、こういうふうに支給しないということに含まれるのか、ここの確認をお願いします。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

台風が来る前、去ったあと等に巡回を地域の消防団にさせていただいているんですけど、こちらは出動ということで対象になっています。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の4時間未満で4,000円出るところなんです、例えば小さな倉庫の火事で10分とかで消えましたよというときに、6分団だったら40名とか4分団だったら30名とか、それぞれ消防団員いらっしゃると思うんですが、そういった小さなぼやとか大きな火事とかあると思うんですが、全員出動して全員にこの報酬は支払われるというところでのよろしいんですか。それとも小さなぼやだったら何人までとか。それはないかもしれないんですが教えてください。

○委員（松林敏委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

まず30分での火災ということですが、国が1日当たり8,000円という基準を出しておりますので、ある自治体では30分でも8,000円を出すと定めている所もあるようでございます。本町においては4時間で区分をしたところです。それから分団によっては22名の所もあれば、30、40名という所もあります。通常、火災等々が発生したときには3つの分団に本部分団を入れて4個分団に招集をかけていますので、その中で時間帯、曜日もあれば、日中、夜間、いろんなケースがあると思いますが、基本的には全分団員を呼び出して消火活動にいち早く当たっていただくと。迅速に当たることで周りの延焼を防げるというようなこともありますので、出動された方にはお支払いをするというような流れになります。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

岩永議員から出初式の分の報酬はどうかという話もありました。長与町の消防団員につきましては、昼夜を問わず町民の生命財産を守っていただいているということでございます。先程課長から「今後の検討課題とさせてもらう」という話もありました。今後については消防団員の処遇改善のため、皆様の生命財産を守るため検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは10時50分まで休憩します。

（休憩 10時35分～10時50分）

○委員（松林敏委員）

休憩を解いて委員会を開始いたします。

令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

皆様おはようございます。議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する地方税法等の改正が行われましたので、所要の改正を行うもの、また文言引用条項の変更を行うものがございます。第5条の2、第13条第1項、第21条、第21条の2の改正規定のうち条項の変更に係るもの、並びに附則第2項、第3項、第4項、第6

項、第10項及び第12項から16項までの改正につきましては、地方税法の改正及び本条例第21条第2項の追加に伴う文言と引用条項の変更でございます。第21条第2項の追加につきましては、未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割の減額措置について、その減額する金額を定めるものでございます。そのほかの条項の改正については、語句の修正等により規定の明確化を行うものでございます。また附則につきましては、第1項は本条例の施行期日について定めるもの、第2項は適用区分を令和4年度以降の年度分の国民健康保険税として定めるものでございます。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

確か本会議の質疑ですかね。私のメモで見ますと、全体として240万円の軽減ということで御説明があったかと思うんですが。例えばこういった軽減がなされる世帯とか、もし分かれば教えていただきたい。何世帯ぐらいにこの恩恵というか、影響というか、それがいいのかですね。概算で結構なんですけど。

○委員（松林敏委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

被保険者数については190名ということで出ているんですけども、世帯については出しておりません。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今、課長の方で後期高齢者の分の補填、その分の減額という表現があったんですけども、それは何条に、21条なんですか。第21条のどこにあるのかな。それとどの程度の金額が減額になるのか。条項的にはどこですか。

○委員（松林敏委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

条項につきましては、今回追加する第21条第2項第2号になります。「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額」と書いてありますので、そちらの記載になります。本日お渡しした新旧対照表でいきますと、6ページから7ページにかけての所になります。あと金額につきましては医療分と後期分と合計で240万円ってことで

出してありますので、計算するのに多少時間が掛かりますので、少々お待ちいただければと思います。

○委員（松林敏委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

後期高齢の連合から改正がなされて、非常に保険料も上がっているという状況があるようなんです。それに関わる市町村の負担が逆に下がることになると、さらに後期の連合の方は財政的には非常に困窮するんじゃないかという感じもせんでもなかったもんだから、その関連でお聞きをしたわけですね。それには関係ないんですか。後期高齢の保険料の改定と市町村の減額との、逆にですね関わりによって向こうの方を上げないかんようになったということなのか、いやそうではないんですよということなのかですね。

○委員（松林敏委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の減額につきましては財政措置がありまして、国から2分の1と県から4分の1、それから市町村が4分の1負担することになっておりますので、この減額がそのまま後期高齢者医療の保険料が上がったってことに繋がるってことではないというふうに思っております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

つきまして提案理由を御説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,364万2,000円を追加して、補正後の総額を42億7,468万1,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして補正予算に関する説明書により御説明をいたします。

まず歳入ですけれども6、7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金は、歳出側の保険給付費の増額の見込みにより普通交付金も増額計上をいたしております。4款1項1目利子及び配当金は財政調整基金の利子でございます。5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業の確定及び事務費等の繰入金、出産育児一時金繰入金等の見込額によるものでございます。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーの保険証利用申し込みの支援事業に対する国庫補助金、2目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免に係る国庫補助金でございます。

次に歳出につきまして御説明をいたします。10、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は財源組み替えでございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費は、被保険者の診療に係る費用額の増加により、増額の計上をいたしております。2項1目一般被保険者高額療養費も同じく、被保険者の診療に係る費用額の増加により増額計上しております。4項1目出産育児一時金は出産見込み数の減により減額計上しております。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、及び次のページの2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、及び3項1目介護納付金分、及び4款1項2目疾病予防費は、財源組み替えでございます。5款1項1目財政調整基金積立金は、令和2年度の決算剰余金と預金利子を財政調整基金へ積み立てるものでございます。8款予備費につきましては収支の調整でございます。

以上が補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。まずは歳入に限って質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

全体通して何か質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体についてなんですけれども、ちょうど令和3年ということで新型コロナウイルス感染症が今猛威を振るっていると思うんですが、今回の令和3年度補正は、例えば療養諸費とか出産育児一時金とかの増減はコロナと関係があるのか。それとも一般的なもののなのか。その辺り担当課として分析か何か分かっていることがあるかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員（松林敏委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

全国的な傾向として新型コロナウイルス感染症がはやり出した令和2年度については、受診控え等があった影響で医療費が抑えられているという傾向がありました。令和3年度につきましては、その反動が来ているということで聞いておりまして、長与町においても、全国におきましても2年度の反動が来て医療費が増えているという意味では、新型コロナの影響が出ているというふうに考えております。

○委員（松林敏委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体的にはそういう状況だと理解をします。ちなみに高額療養は見込むというのは難しい話だと思うんですが、これはもうコロナとは関係なく、例えばがん等が進行したとかそういった一般的なことでの補正なのか。それから出産育児についてもただ自然減ということなのか、ちょっと気になるものですから分かればお聞かせいただきたい。

○委員（松林敏委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

高額療養費の増加につきましては、直接新型コロナの感染症とは影響はあまり無いものというふうに考えております。特に長与町において増加の原因になっておりますのが、高額薬剤を使って治療している方がいらっしゃることであったり、1件3,000万円を超える大きな手術があったりというふうな個別の被保険者の事情によって、高額療養費が大きく伸びているというのが一番の原因になっております。それから出産育児一時金については出産の件数は年々減少傾向にありまして、当初予算のときも減少する見込みではあるというふうに考えておりましたけれども、これに対して感染症がどの程度影響しているってところはちょっと分からないんですけども、当初の見込みを上回って減少しているというふうな状況でございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を御説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を5億6,491万1,000円とするものでございます。詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

まず歳入ですけれども6、7ページをお開きください。3款1項2目保険基盤安定繰入金は額の確定によるもので増額計上しております。

次に歳出ですけれども10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は保険基盤安定負担金の確定によるもので増額計上しております。

以上が補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

後期高齢に久しぶりに審議に参加するもので教えていただきたいんですが、広域連合への納付金の決まり方ですよね。この時期に確定するということは、前年度を参考にするといろいろありますよね。そこの決まり方のルールを教えてもらっていいですか。

○委員（松林敏委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

今回補正の対象になりました後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金については、後期高齢者医療保険の保険料の被保険者の低所得者軽減分を補填するものでございまして、この算定が令和3年度の保険料の軽減額について、10月時点での軽減額を基に繰入額が決定されるというふうになりますので、大体12月ぐらいに金額が分かるというものになります。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（松林敏委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

令和4年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。まず予算書の1ページ目をお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ602万2,000円追加して補正後の総額を31億806万1,000円とし、介護サービス事業勘定におきまして、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ22万円を減額して補正後の総額を3,137万円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。

説明書の6、7ページをお開き願います。まず保険事業勘定の歳入ですが、6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の預金利息でございます。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護サービス事業勘定収入におきまして介護予防サービス計画費と介護予防ケアマネジメント費の減収によります歳入不足が生じる見込みであることから、介護サービス事業勘定へ繰り出しを行うため基金からの繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。10、11ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の歳入であります介護給付費準備基金の預金利息を基金へ積み立てるものでございます。6款2項1目介護サービス事業勘定

繰入金につきましては、こちらも歳入で受け入れた基金からの繰入金を、介護サービス事業勘定へ繰り出すものでございます。続きまして、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。18、19ページをお開き願います。1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援者のケアプラン作成及びケアマネジメント件数の減少により、介護予防サービス計画費並びに介護予防ケアマネジメント費が当初見込みより収入が見込めないため減額補正を行うものでございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、介護予防サービス計画費収入、介護予防ケアマネジメント費収入の減額分へ補填を行うための繰入金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。22、23ページをお開き願います。1款1項1目指定介護予防支援事業費及びその下の2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援者及び事業対象者のケアプラン作成並びにケアマネジメント作成委託件数の減少見込みにより減額補正でございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員（松林敏委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主に要支援者の介護予防に係る部分の減だということだと思えますけれども、これは結果的に減になったということなのか。それとも今のコロナの関係で、外出控えて介護予防に出てこられる方が少なくなっているというふうな見方なのか。原因がもし分かればお願いしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず高齢者の方々の増加に伴い、必然的に要支援者であったり要介護認定者も増えてくるだろうという予測がされております。そういった中で要支援者のケアプラン等の作成を直営で行っておりますけれども、地域包括支援センターの方で対応しているところなんですけれども、その件数についても増えるだろうということで歳入見込みを増額で上げていたところなんですけど、要するに利用者が減ったために収入が減ったということです。その理由としては利用されなかった全員にお伺いするわけにはなかなかいかないんですけど、あくまでもこちらの方が原因として考えているのが3つほどありますので、それを伝えさせていただきます。1つは、コロナの影響により外出を控えるために利用を控えた方がいるのも確認はできております。それとケアプランの収入の対象とならないサービスがあるんですけど、いわゆるデイサービスとかヘルパーとかいうのはケアプランの収入の対象になってくるんですけど、その対象とならない住宅改修とか福祉用具購入ですね。手すりの設置であったり段差解消とかを付けたことによってサービスが減少

することで、プランの収入には繋がらなかったというのもございます。それと認定申請はしたんですけれども、結果、サービスを利用するに至らなかったという方々もいらっしゃいます。この3つが主な原因ではないかということで考えております。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の堤委員と関連してなんですけども、減った理由ですね。先程住宅改修って言われましたよね。例えば手すりを付けるとか、それから風呂を改修するとか、どんなのが改修にしているわけですか。それによってデイサービスとかケアプランが減ったということですかね。だからこの住宅改修はどのような内容でされているのかっていうことなんですけど。そこをお聞きしたいと思います。

○委員（松林敏委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

住宅改修の主な内容としては、基本的に自立を支援するために行うものになりますので、一番多いのは手すりの設置です。それと段差解消、スロープとかそういったものが主になってきます。件数ですけれども、令和2年度の住宅改修の件数がトータルで111件上がってきているんですけれども、今年度については、今のところ見込まれているのが143件ぐらいになる見込みになってきていますので、32件ほどは件数も増加しているということになっております。

○委員（松林敏委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

風呂の改修とかはあるんですか。

○委員（松林敏委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

内容によってそれを審査しないと分からないんですけれども、風呂の改修をすることによって本人の自立に繋がるということが審査の結果、許可がされるものですね。例えば滑りやすいタイルになっていたのを滑りにくいタイルに替えたとか、風呂が深かったんですけどそれを浅くして転倒防止にするとか、そういった内容次第になるんですけれども、そういったものも状況によっては対象になる場合がございます。

○委員（松林敏委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

（閉会 11時31分）